

川崎市立土橋小学校いじめ防止基本方針

1 令和7年度 学校経営計画
「学校目標」

しあわせいっぱい土橋小学校をつくる

つながる心を大切にする子

つながる心を大切にする姿

- ・思いやりを持って友だちに接する姿
- ・つなぐ・つなげるという意識で、いいなあと感じたことを伝え合う姿

(人権尊重教育)

(特別支援教育)

ちからを合わせて進む子

ちからを合わせて進む姿

- ・双方向の思いやりをもった信じ合う姿
- ・信じ合う仲間とともに、学習や生活のあらゆる場面で力を合わせて、問題をのりこえる姿

(主体的・対話的で深い学び)

(共生・協働)

はじける笑顔で学ぶ子

はじける笑顔で学ぶ姿

- ・安心して学ぶ姿、学ぶ姿を歓迎され、受け入れられ、共感してもらえる姿
- ・やってみようという意欲を持った姿、どんなことでも試せる教室・認められる喜び・やり遂げた喜びを味わう姿

(基礎・基本の学力に裏づけ)

令和7年度「つちはしアクション」

そのために教職員は

- ・教職員が率先してあいさつに取り組み、子供同士もあいさつでつながりを築いたり、あいさつの良さを実感したりできるようにします。
- ・子供や保護者、地域の思いや考えを積極的に共有、理解するように努め、教職員間のコミュニケーションも大切にしながらつながりを深めていきます。
- ・一人一人の個性や多様性を尊重し、それぞれが大切な存在であることを伝え、自他ともに大切にできる子供たちを育てます。
- ・互いの良さを認め合いながら、自ら楽しい活動を創意工夫し、様々な交流を通してつながりを育んでいきます。

そのために教職員は

- ・当番活動や係活動、学校行事、異学年交流を通して、子供たちが協力して活動する場面を多く設け、力を合わせることの良さや達成感を感じることができるように行っていきます。
- ・他者意識と他者理解を育てるために、教育活動全体において「聞く」ことを大切にしたい指導を推進します。
- ・話し合い活動や少人数での対話を積極的に取り入れ、一人一人の意見や思いを受け止め、協働的に学び合える授業づくりに取り組みます。
- ・あらゆる立場の方々との連携や教職員の協働体制の構築を図り、よりよい教育活動の推進をめざして積極的な情報共有と共通理解に努めます。

そのために教職員は

- ・温かく共感的で安心・安全な学年・学級づくりに努め、自分の考えや思いを自由に発言し、SOSが発信しやすい関係づくりに取り組みます。
- ・学ぶ楽しさを味わい、学ぶ価値を見出す中で、「やってみたい」「できた」「わかった」「もっとやってみよう」と思えるような充実した授業づくりを推進します。
- ・インクルーシブ教育の理念に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた手立てや支援の方法を工夫します。
- ・日々の教育活動を通じて小さなことでもできたことを認め、子供も教職員も達成感を感じながら自己肯定感を高められるような笑顔あふれる学校づくりをめざします。

そのために子供たちは

- ・困っている人がいたら自分から優しく声をかけます。
- ・学校や地域の人などとコミュニケーションをとります。
- ・常に思いやりの心を持ち、学年関係なく交流します。

そのために子供たちは

- ・同じ目標に向かって一人一人が意識し物事に取り組みます。
- ・互いを励まし合い、何事もポジティブに乗り越えます。
- ・授業などでは、得意なことを生かし互いにヒントを出し合います。

そのために子供たちは

- ・明るく意見を受け入れ尊重し、友達の意見に反応します。
- ・メリハリをつけ、集中して授業に参加します。
- ・言葉のキャッチボールを大切にし、自ら積極的に意見を出し合います。

そのために大人は（保護者・地域住民）

- ・あいさつしあう関係をつくりまします。
- ・地域の子供たちを大切にしている思いを見守りや「危ないよ」などの注意や声かけで、子供たちに伝えます。
- ・町内会や学校の行事、イベント（お祭りや土橋フェスタなど）に関心をもち、保護者、地域の大人たちもつながります。

そのために大人は（保護者・地域住民）

- ・子供たちの声を聞く機会を取り入れ、それを活かす取り組みをします。
- ・地域の取り組みに関心をもち、参画や交流をします。
- ・社会人の知恵やパワーを活かして、子供たちの学びを支えます。

そのために大人は（保護者・地域住民）

- ・社会人として子供たちの手本となる行動をします。
- ・子供たちができていることを認めて、肯定的な言葉かけを通じて子供たちの自己肯定感を高めます。
- ・町内会や学校の行事、イベントを子供たちと一緒に盛り上げます。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和7年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任

総括教諭

学年主任

児童指導・支援部会担当

道徳主任

支援教育コーディネーター

養護教諭

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・（教務部）
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（児童指導担当）
- ・ 道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（教務部）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター、各学年主任、児童指導担当）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・教務部）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

7 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・通学路確認 ・土橋小人権プログラムの取組 ・生活振り返りカードの取組 ・つっちーポストの設置 ・教育相談の実施 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
	} 年間を通して行う
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回効果測定の実施 ・効果測定の結果を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート「いじめに関するアンケート」実施に向けた内容検討 ・第1回個人面談の実施（全家庭）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校生活アンケート「いじめに関するアンケート」の実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート「いじめに関するアンケート」の結果を受けての対応について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組（児童一人ひとりとの面談の実施）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休みの事前指導と期間中の対応確認 ・情報モラル授業の実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・前期の評価に関する個人面談（全家庭）

1 0	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・問題行動・不登校調査(4月~9月) ・第2回学校生活アンケート「いじめに関するアンケート」実施に向けた内容検討
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校生活アンケート「いじめに関するアンケート」実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート「いじめに関するアンケート」の結果を受けての対応について
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回効果測定の実施 ・効果測定の結果を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回個人面談の実施（希望家庭）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映 ・情報モラル教室実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・問題行動・不登校調査（年間）

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年行事や学校行事の実行委員会制による自主的、実践的な行動
- ・募金活動

[交流活動の活性化]

- ・町内会、子ども会など地域行事での交流活動

保護者・地域住民の取組

つっちーボランティア広場

- ・ふれあいマンデー（毎月第2月曜日）を通しての異世代との交流
- ・ボランティアによる学習支援（読み聞かせ・音楽ボランティア・外国語活動）
- ・土橋フェスタ（保護者・地域ボランティア中心）

町内会主催盆踊り、夏祭り

地域清掃